

検証・浦和電車区事件の真実 告知版

民主化闘争情報 [号外] 2008年3月25日 発行 日本鉄道労働組合連合会 (JR連合)

検証シリーズの開始にあたって

すべてのJR東日本社員の皆さんに事実を訴えます！

浦和電車区で何があったのか？

2000年末から翌年夏にかけてJR東日本・浦和電車区の運転士Y氏(当時27歳、JR総連・JR東労組所属)が、JR連合組合員と交遊したことなどを理由に、JR東労組の役員などから「組織破壊者」と規定され、職場施設内において集団で繰り返し執拗に脅迫や嫌がらせを受けた。Y氏は2001年2月に東労組を脱退させられ、7月には意に反して会社退職に追い込まれた。Y氏の告発により2002年11月1日、警視庁公安部はJR東労組大宮地本梁次副委員長ら7名を「強要罪」の容疑で逮捕、全員を起訴した。

裁判所は全員に有罪判決！JR東日本は全員を解雇！

刑事裁判は東京地裁で2003年2月25日の第1回公判から審理が始まり、2007年4月27日の第59回公判で結審し、同年7月17日に被告全員に懲役2年～1年の有罪判決が下された。判決理由で裁判所は、「被害者は、被告人らから多数回にわたり、脅迫行為を受けたことにより、組合脱退を余儀なくされ、また、組合脱退後も、被告人大澗及び被告人山田らから脅迫行為を受けたことなどから、精神的に疲弊し、ついには会社退職せざるを得なくなったものであって、本件犯行の結果は重大である。にもかかわらず、被告人らは、被害者に対して、これまで慰謝の措置等を講じるどころか、嘘つき呼ばわりさえしているから、被害者の処罰感情が厳しいのも当然である。被告人らは、当公判廷において、本件犯行につき、不自然・不合理な弁解を繰り返しており、反省の情は全く認められない」と判断し、被告人らの犯行を厳しく指弾した。なお、被告らは「不当判決」だとして即日控訴した。

この判決を受けて、JR東日本は8月30日に被告6名(1名は別件で解雇)全員を「職場秩序を著しく乱し、また、会社の信用を著しく失墜せしめたものであり、社員として極めて不都合であるため」との事由で懲戒解雇した。これに対してJR東労組は「不当処分を満腔の怒りをもって糾弾する」として会社と対決している。

事実はこちらだ！検証シリーズ開始

JR総連・JR東労組の組合員は、裁判動員や社長への抗議署名など、JR東労組が「美世志会」と呼ぶ被告7名の支援を強制され、裁判費用に多額の組合費が使われている実態をどう受け止めているのだろう。規律ある職場秩序を確保し、社員がお互いに信頼し合い、安心して働ける職場を築くために、事件を真摯に反省することが求められているはずだ。

私たちは、JR東労組が「組合活動」と弁明するY氏への糾弾行為の実態について、裁判公判でのやり取りなどから忠実に再現する「検証シリーズ」を開始し、内外に真実を伝えていく。事実をしっかりと認識いただきたい。